

児童養護施設等における 性的問題行動への対応マニュアル

群馬県児童養護施設連絡協議会

群馬県社会福祉協議会

群馬県健康福祉部子育て支援課

群馬県中央児童相談所

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

はじめに

多感な思春期までの男女と一緒に暮らす児童養護施設等では、性的問題行動は、軽度のケースを含めると全ての施設で発生しており、重篤なケースについても、気付かないだけで既に発生している可能性が有ることが推測できます。

様々な性的問題行動に適切に対応し、安心できる安全な暮らしを子ども達に提供するためには、児童相談所と施設の迅速で的確な連携が必要不可欠になりますが、問題が発生した施設と担当児童相談所毎の対処だけでは、その後の同様なケースに活かされづらいため、群馬県社会福祉協議会、群馬県（子育て支援課、児童相談所）及び施設の職員をメンバーとした性的問題行動対策委員会を設置し、問題発生直後から再発防止策までの対策マニュアルを策定しました。

特徴は問題行動から3～4日（ケースによる）で立ち上げる対応チーム（メンバーは児童相談所職員・施設職員等）ですが、児童相談所と施設を中心に他の関係機関との連携も含めて統一した対応をするものです。

本対応マニュアルが施設と児童相談所及び各児童相談所間、そして、県子育て支援課等が連携し迅速に機能できる対応マニュアルになればと考えています。

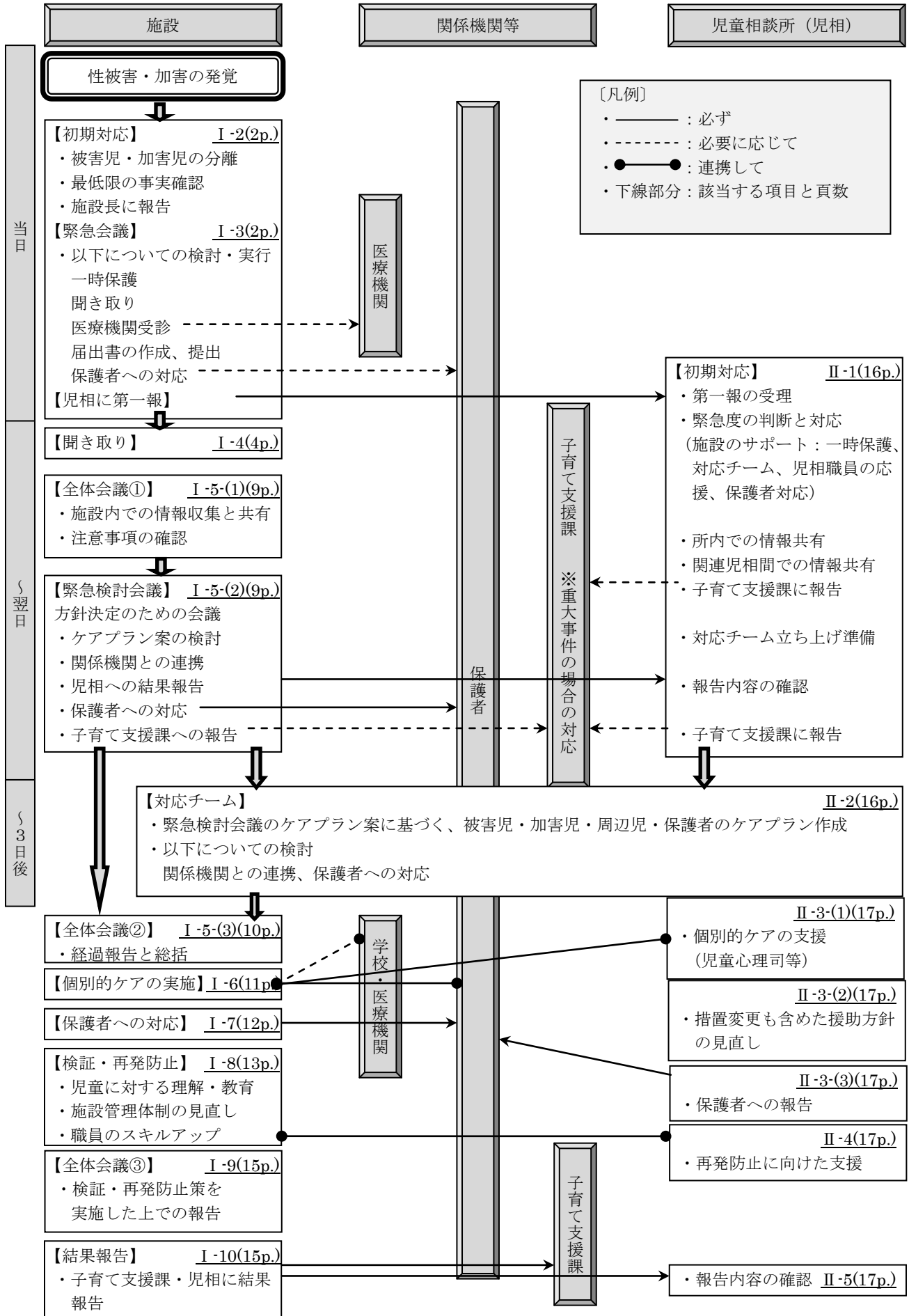
平成25年3月

群馬県児童養護施設連絡協議会
群馬県社会福祉協議会
群馬県健康福祉部子育て支援課
群馬県中央児童相談所
群馬県西部児童相談所
群馬県東部児童相談所

目次

○性的問題行動対策フロー図（発覚から対応・再発防止策検討まで）	1
I 性加害・被害があった時の施設内対応	
1 対応の原則	2
2 初期対応	2
3 緊急会議	2
4 聞き取り（事実確認、被害状況）	4
5 職員会議の開催	9
6 ケアプランに基づく個別的ケアの実施	11
7 保護者への対応	12
8 検証・再発防止策の実施と評価	13
9 全体会議③	15
10 結果報告	15
II 報告を受けた児童相談所の対応	
1 初期対応	16
2 対応方針の検討	16
3 対応の実施	17
4 再発防止策の検討	17
● 参考文献	17
● 付録（ケロロの物語）	18
● 性的問題行動対策委員会委員名簿	21
● 性的問題行動対策委員会の歩み	22
● 編集後記	22

発覚から対応・再発防止策検討までのフロー図



I 性被害・加害があった時の施設内対応

1 対応の原則

- (1) 被害児の心身の安全確保に努める。
- (2) 施設全体の問題として認識し、組織として対応する。
- (3) 迅速に緊急対応(被害児の安全確保等)を実施し、可能な限りの調査(事件の背景・経緯等の状況、児童の身体的・心理的影響の確認等)を実施する。
- (4) 調査結果をもとに、今後の対応(児童への適切なサポート、関係機関との連携、問題点の検証と再発防止等)を検討、実施する。

2 初期対応

最初に事件を把握した職員は、深呼吸して気持ちを落ち着かせ、可能な限り被害児・加害児を分離し、すみやかに施設長へ報告すると共に、必要最低限の確認を行う。

(1) 性交渉場面を目撃した場合

- ・行為を中断させ、毅然とした態度で両者を引き離し、すぐに分離の手配をする。
- ・勤務中の他の職員と連携し、各児童に必要な初期ケアを実施する。

例) 被害児・加害児を別々の場所へ移し、双方に職員が付き添う。

被害児には安心感を与え、加害児には気持ちを落ち着かせる対応をとる。

- ・被害児のケアを優先し、夜間時など職員が少ない場合は可能な限り複数職員の応援を依頼する。

(2) 被害児からの訴えを受けた場合

- ・周囲に児童がいない場所に移動するなど、被害児が安心して話ができるよう配慮する。

(3) 他の児童からの訴えや目撃情報、噂話があった場合

- ・先入観にとらわれないよう心がけ、被害児・加害児と他児の関係性に十分配慮する。

3 緊急会議

報告を受けた施設長は、迅速に緊急会議（施設長、主任、担当者、発見者等）を召集し、以下の項目について検討する。

※調査等で児童相談所の支援が必要な場合は、随時児童相談所へ相談する。

緊急会議検討事項

- 被害児・加害児の分離と安全確保（一時保護の検討含む）
- 事実確認・被害状況の聞き取り
- 医療機関の受診
(受傷・感染症・妊娠等の確認および治療等 緊急避妊対応は性交渉後 72 時間以内)
- 届出書の作成・児童相談所への第一報及び届出書の提出（別紙）
- 児相と相談の上、被害児・加害児の保護者への一報

(秘)施設入所児童 性的問題行動等届出書兼受理書

施設名		施設長	
届出(送信)日時	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時 分
届出形態	電話・FAX・訪問		

被害児	ふりがな 氏名		性別	学年・年齢	措置児相	児相
			男・女			
加害児	ふりがな 氏名		性別	学年・年齢	措置児相	児相
			男・女			
関係児童氏名		性別	学年・年齢	措置児相(連絡)	被害・加害・目撃状況等	
		男・女		(未・済)		
		男・女		(未・済)		
		男・女		(未・済)		

内 容 状 況	<p>1. 内容(誰が・誰に・何をした)</p> <p>2. いつ(いつから・どのくらいの頻度で)</p> <p>3. どこで</p> <p>4. 報告時までの対応(安全確保、受診含む) 発覚日時(月 日 時 分頃 事実確認者) 施設長への第一報(月 日 時 分頃)</p> <p>5. 施設の意向(児童の意向含む) <input type="checkbox"/>児童の一時保護 <input type="checkbox"/>対応チームの立ち上げ <input type="checkbox"/>児相職員による聴取・調査 <input type="checkbox"/>児相の応援依頼(具体的に) <input type="checkbox"/>保護者への連絡 <input type="checkbox"/>その他()</p>
------------------	--

その他確認事項

今後の対応責任者	職名	氏名
報告予定	第2報(月 日 :)	状況報告(月 日 :)
	結果報告()	頃までに作成)
児相受付日時	受付者()	受付日時(月 日 :)

4 聞き取り（事実確認、被害状況）

被害児・加害児に聞き取りを行うことは、被害・加害までの経緯、そのときの状況、被害児への身体的、心理的影響等を明らかにし今後の対応に取り組むために重要になってくる。

事実確認にはより冷静かつ公正なものでなければ、被害児の精神的二次被害を引き起こす要因になるため次のような準備・配慮が不可欠となる。

(1) 準備

- ・他の児童、職員が出入りすることのない、安心して話せる環境を作る。
- ・十分な時間がかけられるよう準備しておく。
- ・筆記用具のほか、(年齢に応じ) パペットや人形を用意する。
- ・被害児や加害児が複数いる場合は、聞き取りを行うチームを作り、複数の職員で取り組む。
- ・関わる職員は同性が好ましいが、話しやすい職員がいる場合や子どもが信頼できる職員がいる場合はどの職員が好ましいか検討する。必要に応じて、児童相談所の協力を得て協働で行う。
- ・その児童に適した時間帯に実施する。

(2) 心構え

- ・対応する職員はリラックスして臨み、過剰な反応は避け、冷静に話を聞く。
- ・児童が使う言葉や単語のイメージが、職員が持っているものと異なる場合があることや、子どもと大人とに価値観の違いがあることを念頭に置いておく。
- ・不安や恐怖を感じている場合はしっかりと受容することを心がける。
- ・恐怖心、信じてもらえないかもしれないという不信感、話すことへの羞恥心、怒られるかもしれないという不安などから詳細を語るためのためらいがあることを理解して臨む。

(3) 質問の仕方

- ・質問による精神的二次被害を避ける為、なるべく1回の面接で行う。
- ・児童が自発的に話す内容を聞き取ることを原則とする。
- ・誘導尋問にならないように、開かれた質問（答えが「はい、いいえ」にならない聞き方）をする。
- ・児童がまだ話していないような情報や答えを質問の中に入れるといった誘導的な質問は避ける。
- ・被害や加害を決めつける発言や言動は避ける。
- ・児童のプライバシーを守ることを伝える。
- ・年齢が幼い場合や言葉での説明が難しい場合は、描画・パペット等を使い工夫する。
- ・選択肢を提示する質問は、細部に関する質問に答えられない児童の場合のみ、限定

的に用いることとし、必ず3つ以上の選択肢を示し、最後の選択肢は「何かそれ以外のもの」にするなど工夫する。

(4) 記録

児童が話してくれる内容をきちんと理解するため、記録を取りながら話を聞くことを了解してもらおう。また、面接中にとった記録は児童と一緒に確認し、正確に記録できているのか見直す。

(5) 被害児からの聞き取り

- ・聞き取りの職員は被害児と同姓であることが望ましい。複数の職員でチームを組み対応することが望ましい。被害児が安心して話ができる職員がいる場合は、なるべくその職員が対応するようにする。(聞き取る職員、心理ケアを実施する職員を別々にした方が良い場合もある。)
- ・被害児の話す内容が正しいかどうかを判断する場ではないことを認識し、被害を疑うような発言や、被害を決めつけるような言動は避ける。
- ・加害児からの脅しによる恐怖心、実態を信じてもらえないかもしれないという不信任感、話すことへの羞恥心や、話したことによる今後の影響や不安などから、詳細を語ることにためらいがあることを理解して臨む。

○ 被害児への説明

- ・被害児が話してくれることを正確に理解する為、記録を取りながら話を聞くことを了承してもらおう。また、聞き取った内容は被害児と一緒に確認し、正確に記録できているか確認をすることを伝える。
- ・被害児を守り再発を防止するため、聞き取った情報を他の職員や児童相談所に伝え、一緒に考えていく必要があることを了承してもらおう。
- ・質問に答えたくない場合や答えられない場合は、無理して答えなくてもよいことを伝える。

○ 被害児への質問

- ・別紙の質問項目を参考に行う。

○ 質問の終わり方

- ・質問の最後には、「話してくれてありがとう」という気持ちを伝え、「あなたがわるいのではない」ということを説明する。また、今後話したくなった時や不安になった時は職員に話すよう伝える。
- ・面接中にとった記録を子どもと一緒に確認する。
- ・気分転換や趣味の話、日常生活の話題で話をするすることで、被害児の意識を日常に戻すようにする。

(6) 加害児からの聞き取り

- ・加害児が心を閉ざすことのないよう、最初から責めるような態度は避け、恐怖心を和らげてから聞き取りを行うことを心がける。
- ・加害の事実確認も重要だが、加害に至る背景・経過等を明らかにし、加害児のケアにつなげていくことを念頭に置く。
- ・加害児は、過去もしくは現在も被害を受けていることもあるので、被害についても聞き取りをし、今後のケアにつなげていくことも念頭に置く。
- ・目撃や証拠のない場合は、被害児の聞き取りの内容を元にすすめることになるが、加害児の話を疑うような発言や、加害を決めつけるような言動は避ける。

○ 加害児への説明

- ・加害児の恐怖心を和らげるため、「これまで気付けなくてごめんね」等と謝り、「何故このようなことが起こったのか、あなたの問題であると同時に、職員の問題でもあるので、一緒に考えていきたい」等と伝える。
- ・加害児が話してくれることを正確に理解する為、記録を取りながら話を聞くことを了承してもらおう。また、聞き取った内容は加害児と一緒に確認し、正確に記録できているか確認をすることを伝える。

○ 加害児への質問

- ・目撃や証拠がない場合は、被害児からの聞き取り内容を元に話を進める。
- ・別紙の質問項目を参考にする。

○ 質問の終わり方

- ・面接中に取った記録を子どもと一緒に確認する。
- ・加害について判断する場でないことを念頭に置き、これからのことを一緒に考えていくことを伝える。また、何か話したいことがあったら話を聞くことができることを伝える。

(7) 他の児童からの聞き取り

- ・他の児童への不要な動揺を避ける為、ケースの詳しい説明は一般的に避けるが、複数の被害・加害が生じている場合は、施設全体の問題として、他の児童と共に正面から取り上げる必要がある。
- ・児童の話す内容が正しいかどうかを判断する場ではないことを意識し、話す内容が他児から伝え聞いたこと、真偽が未確認であることを念頭に置く。
- ・話を聞く児童と、被害児・加害児との日頃の関係性も考慮して臨む。
- ・目撃した児童、他児から伝え聞いた児童も被害児であることを考慮する。

(8) 当該児童の状態確認

児童からの聞き取り内容や行動面の様子などから、それぞれ対応した職員が被害児・加害児の状態を把握する。また、発覚直後だけでなく、その後の児童の状態の変化も観察していく。以下のポイントを参考にアセスメントを実施する。

○ 情緒面

危機的状況に対し適切な感情や心理反応を示しているのか、感情や心理状態を把握する。興奮しているか、リラックスしているか、怒っているか、悲しそうか、落ち込んでいるか。

○ 認知面

思考パターンを把握する。現実感があり、思考に一貫性があるか、無理にそうしようと考えていないか、誇張しているように見えるか。

○ 行動面

危機的状況に対する対処行動を把握する。日常生活機能(食事、睡眠、対人関係等)が阻害されているか、行動が首尾一貫しているか、予測不可能な行動をとっていないか、自他に対して有害な行動がでていないか。

○ PTSDや解離性障害の有無

これらの症状が顕著に認められる場合は、精神科医や心理士による個別の心理療法による症状の軽減を行う必要がある。

(9) 声掛け例

- ・「私には大変なことがあったように見えるけど、何があったのか話をしてくれる？」
(心配していることを伝え、話しやすい雰囲気を作る。)
- ・「どの職員なら話すことができる？」と配慮する。
- ・「それは〇〇だったね。話してくれてありがとう」
- ・「部屋に戻る？みんなといる？それとも…」(安心できる場所を探す。)
- ・「正直に話してくれてありがとう」
- ・「あなたの言ったことを信じるよ」

質問項目

面接対象児	氏名	(男・女) 年 月 日生
	就学状況	幼児・小学生 (年) 中学校 (年) 高校 (年) その他
	措置年月日	平成 年 月 日 中央・北部・西部・東部
	発覚した内容	
	発覚の経緯	子どもからの告白 (被害・加害) 周囲の子どもからの告白 職員 (担当者・担当者外) の発見 職員外からの発見 その他
面接内容	いつ起こりましたか 特定・不特定	
	どこで (具体的に) 起こりましたか	
	誰が誰にしましたか 複数の場合は全員	
	何をされま (しま) したか 具体的に	
	いつからいつまでありましたか	
	何回くらいされま (しま) したか	
	同様なことが今までにありましたか	
	今どう思っていますか	
他に伝えたいことがありますか		
面接者	面接者	
	日時・場所	
	特記事項	

5 職員会議の開催

(1) 全体会議①

目的：施設内での情報収集と共有

注意事項の確認

参加者：全職員

検討内容

- 現在までの経緯、並びに事実関係の報告。
- いたずらの範囲ではなく、性暴力であるという認識の統一を行うと共に、今後の方針の説明と対応責任者を周知。
- 守秘義務。
- 本件にかかわる情報収集。

(2) 緊急検討会議

目的：方針決定のための会議

参加者：施設長、主任、担当者

検討内容

○ ケアプラン案の検討

※ 被害児・加害児のケアプラン

(a) 生活の場についての確認

- ・ 一方を措置変更。
→施設間の情報共有。
- ・ 措置変更せずに双方施設に戻す
→施設内での留意事項の確認。

(b) ケアプランの作成

ア 被害児用：施設の児童担当者が原案を作成し検討する

- ・ 安心・安全感の回復。
- ・ 自尊感情の回復 愛着の修復。
- ・ 絶望感・無力感の回復。
- ・ 心理療法、診察（薬物療法）。

イ 加害児用：施設の児童担当者が原案を作成し検討する

- ・ かつて被害児だった場合、自分自身の「被害性」の再認識。
- ・ 加害行為への直面化（事実認識）。
- ・ 加害行為に結びつく心理状態に関する心理教育。
- ・ 被害児の心理状態の理解。

ウ 周辺児用：施設の児童担当者が原案を作成し検討する

- ・ 状況に応じて個々に心理教育。

・必要に応じて施設全体への指導を行う。

エ 保護者用：施設担当または家庭支援専門相談員が児童相談所と協議して検討する。

・家族に対しては誠意を持って対応し事実の報告を行う。協働して子どものケアができるように促していく。謝罪については各施設の方針に従う。

○ 関係機関との連携

学校：必要に応じて情報の共有と対象児及び周辺児童へ対応についての協議。

医療機関：必要に応じて被害児・加害児の診察（婦人科、精神科など）。

警察：事件性がある場合。

弁護士等：必要に応じて弁護士等に相談。

○ 児童相談所への結果報告

緊急検討会議の報告を行う。

○ 保護者への対応

I－7参照

○ 子育て支援課への報告

問題内容の概要、ケアプラン概要を必要に応じて書面にて報告する。

※ 児相との対応チームの立ち上げ（II－2参照）

(3) 全体会議②

目的：経過報告と総括

参加者：全職員

検討内容

○ 全職員に当事者意識を持たせる。

○ 対応策の周知徹底と実践。

6 ケアプランに基づく個別的ケアの実施

【個別的ケアの例】

(1) 被害児に対するケア

目的 A：寄り添いながら、安心感の形成。

実施例：

- 病院を受診した。
- 心理的ケアをした（児童相談所の心理司と施設の心理士が連携）。
- 被害児を守るための対応として「内鍵がかけられる部屋を活用」した。

目的 B：自分を守るために必要な性教育の実施。

実施例：

- プライベートとパブリックという考え方を提示し考えさせた。
- プライベートゾーンのルール、「同意」を確認した。
- 一般的な性教育を行った。

(2) 加害児に対するケア

目的：自分のやったことの振り返り。

～「何がいけなかったか」「どうしていたらよかったのか」について～

実施例：

- 『ケロロの物語』（付録 p18 参照）という資料をもとに、自分がやったことを振り返らせ、どこでストップを掛ければよかったのかを考えさせた。
- プライベートとパブリックという考え方を提示し考えさせた。
- プライベートゾーンのルールを確認した。
- 性教育を行った（この中でも、自分のやったことがどういうことかを考えさせた）。
- 物理的な対応「同一施設内における他児との分離」や、「児童相談所の一時保護所」を活用し「やってはいけないことをしたため、生活の場所から離れざるを得なかった」という思いを感じるようにし、また問題行動に対する振り返りを行った。

(3) 周辺児童に対するケア

目的：自分を守るトレーニング

～集団および個別指導～

- 発生した事件に関する概要の説明と、対応の方向性を伝える。（全体に説明し、場合によっては小集団ごとにかみ砕いて説明する。）
- 性教育の実施（特に施設内における児童間の性行為を見聞き、誤認している可能性があるため）。
- 長期的な取り組みとして、子ども集団にある力関係を改善する。

- ・事件発覚後も、同一施設内で生活する場合、区切りとして加害児から被害児へ謝罪させる必要がある。ただ、謝罪が形式的なものであっては意味がないため、加害児にはじっくり考えさせる必要がある。また、前提として被害児側が謝罪を受ける態勢が整っているかもよく検討する必要がある。

- ・該当児童が知的障害や発達障害などを抱えている場合、振り返りやその他のケアを行う際は特別な配慮をする必要がある

7 保護者への対応

目的：事実と今後の対応を伝える。

※被害児や加害児の保護者を「改善に向けた協力者」と位置づけて対応する。

8 検証・再発防止策の実施と評価

ケアプランに基づく個別ケア、保護者への対応等、実施した内容の検証を行い、検証の結果等を踏まえ、再発防止策の検討を行う。再発防止策は問題行動の原因やその状況に対して適切なものであることが望ましく、検討結果に基づく再発防止策を実施し、その実践の評価を行いながら新たな課題が明確になれば、改めて再発防止策を検討し直すといった流れを継続的に行う必要がある。

再発防止策の検討を行う上で、ポイントとなる項目と視点は次の通りである。

(1) 児童に対する理解、教育

項目	視点
・被害児、加害児についての理解	・先入観にとらわれない再認識ができているか。
	・虐待体験からの「支配・被支配の関係」がないか。(力による誤った対人関係の構築)
	・生育歴からの理解ができているか。 (出生状況・年齢・家庭環境・入所前の経過等)
	・児童の特徴の把握(知的・発達・身体等の障害の有無、程度)をし、問題発生との関係性が理解できているか。
・心理的ケアの実践	・他機関(児童相談所、学校、医療機関等)や社会資源(保健師、医師等)と連携した治療的視点を含めた支援体制の確立と実践ができているか。
・性教育の実践	・家事、当番等の役割を通して男女平等や共生を学べているか。 (集団的対応)
	・話し合い等で人権や命の大切さ等考える機会があるか。 (集団的対応)
	・体の発達(二次性徴等)の不安に対する対応ができているか。 (個別対応)
	・性に関する問題が起こった際の個別対応や個別学習プログラム等が実施できているか。
	・加害児への問題意識への導きと支援ができているか。
	・性への誤った理解と行動(自己肯定感の低さ・性モラルの低下・情報源の散乱)への取り組みが実施されているか。
	・再発防止に向けた取り組み(自分を守り相手を傷つけない行動。再度、被害・加害関係にならない取り組み)ができているか。

(2) 施設管理体制の見直し

項目	視点
<p>・施設内の状況、環境面への対応</p>	<p>・負の連鎖の断ち切り（児童間、職員と児童の上下関係、いじめの放置等）ができているか。</p>
	<p>・問題発生場所を含めた、死角の把握と対応ができているか。 （死角の問題…死角(ひとりになれる場所など)を完全になくすことはよくないが、暴力の場になってしまうことは避けなければならない）</p>
	<p>・発生場所、時間帯等（職員の手薄な時間等）の問題発生の環境要因と状況把握をして、職員体制の見直しをして、改善されているか。</p>
	<p>・施設内のルールを見直し、問題点の改善とその理由が説明できているか。</p>
<p>・職員教育と支援</p>	<p>・具体的な改善策を文章化して明示し、再発防止の決意表明等が行えているか。</p>
	<p>・自立支援計画で総合的（本人・家庭状況・関係機関との連携等）に再評価を行い、具体的な支援方法を職員の共通認識として支援を行うことができているか。</p>
	<p>・研修会への参加等で、問題行動への対応力が身に付けられているか。 （リスク面だけでなく、ストレングスの視点でも）</p>
	<p>・他のケースを見過ごしていないかを、確認しているか。</p>
	<p>・職員の疲労ケア（セルフケア）として、職員の問題の抱え込みを防ぎ、疲労感の軽減、対応職員への共感、ねぎらい等の配慮がされているか。</p>
<p>・保護者、関係機関との連携</p>	<p>・保護者、他機関との連携（児童相談所との対応、学校への協力依頼、適切な医療機関への受診等）ができているか。</p>

(3) 職員のスキルアップ

項目	視点
・ 職員の意識の向上と共通理解	・ 今までの関わりを見直し、さまざまな問題行動からの児童の訴えを敏感に読み取り、受け止めることができているか。
	・ 児童の言動等の変化に気付くことができているか。
	・ いつ、どこにでも起こり得る問題としての意識が保てているか。
	・ 児童、職員とのコミュニケーションが良好に保てているか。
	・ 性的問題に対して、自分の意見をしっかりと伝えることができ、話し合いが行えるオープンな環境ができているか。
	・ 職員自身の言動、身なり等の振り返りをして、改善ができているか。
	・ 自立支援計画に沿った支援を共通認識のもと行うことができているか。
	・ 研修内容を施設内で展開できているか。

9 全体会議③

目的：検証・再発防止策を実施した上での報告

参加者：全職員

検討内容

- 検証結果の報告と評価。
- 再発防止策の実施状況の報告と評価、今後の方針検討。

10 結果報告

全体会議○に基づき、群馬県子育て支援課、各児童相談所に以下の報告を行う。

- ・ 本件の発生原因。
- ・ 対応策について、対応中であるのか、対応済みであるのか報告。
- ・ 設備面など今後の導入を検討しているものについては、導入予定日時を入れて報告を行う。

Ⅱ 報告を受けた児童相談所の対応

1 初期対応

(1) 緊急度の判断

- ・届出書を受理後、緊急受理会議を開催し、一時保護等の必要性の判断や保護者への対応について検討。(休日や時間外は「中央児童相談所こどもホットライン24」を利用)

(2) 児童相談所等の連携

- ・報告を受けた児童相談所は所内だけではなく、関係した相手方の児童相談所に連絡して性被害・加害の起きた事実の情報共有を図ると共に必要に応じて子育て支援課へ報告する。

(3) 施設のサポート

- ・児童からの聞き取り等で支援が必要な場合には職員を派遣する。

2 対応方針の検討

次の原則に沿って対応する。

- ・被害児・加害児の心理的ケアを優先する。
- ・関係機関相互の情報共有に努める。
- ・再発防止策を視野に入れて検討する。

(1) 対応チームの立ち上げ（必要と認めた場合）

- 被害児・加害児を担当する児童相談所と当該施設からなる対応チームを設置する。
- 加害児を担当する児童相談所の担当係長を対応チームのリーダーとする。
- 複数の加害児がいる場合は、施設職員からの調査報告に基づき主として加害行為や指示を行った児童を担当する児童相談所の係長をリーダーとする。事実関係がはっきりしない場合は協議してリーダーを決定する。
- 重大事案（訴訟、外部侵入者等）に発展する可能性があるリーダーが判断した場合は、所内協議で決定し、子育て支援課へ報告して対応する。

(2) チームによる検討及び方針の決定

- ・施設からの報告内容を次のような観点から検討して方針を決定する。
- 一時保護を含めた被害児と加害児の分離について
- 他機関（警察、学校、病院等）の支援及び連携の必要性について
- 保護者への報告と謝罪の方法及び時期について
- 被害児・加害児等へのケアプランについて
- 他児への配慮について
- 施設としての再発防止策について

3 対応の実施

- (1) 被害児・加害児及び必要に応じて周辺児、保護者に対するケアプラン（継続的に関わる中で個別プログラムを作成し、場面に応じた振り返りを行う）の実施に伴う児童心理司の支援。
- (2) 加害児の措置変更等を含む援助方針の見直しの実施。なお、措置変更に関しては各施設との連携を密にする。
- (3) 施設と連携して双方の児童の保護者への対応を行う。

4 再発防止策に向けた支援

- (1) 施設の再発防止策に沿って支援協力を行う。
- (2) 児童の心理及び性教育や職員研修の実施について支援協力を行う。

5 報告内容の確認

《参考文献》

- 「児童養護施設における性加害・被害の対応と予防マニュアル」 栃木県（2010）
- 「子どもの危機対応マニュアル」 監修 浅井春夫 建帛社（2007）
- 「子どもたちと育みあうセクシュアリティ～児童養護施設での性と生の支援の実践～」
“人間と性” 教育研究協議会児童養護施設サークル クリエイツかもがわ（2005）
- 「児童養護施設における性虐待対応マニュアル」 あいち小児保健医療総合センター
杉山登志
- 「児童福祉施設における性教育プログラム確立と性的問題に対する職員の対応マニュアル作成に向けた実態調査 ～加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育実践のために～」 財団法人 明治安田こころの健康財団（2011）

ケロロの物語

『かつて「ケロロ」という名前のカエルがいました。ケロロは家族や他の仲間達と一緒に池に住んでいました。ケロロは一日中泳いだり遊んだりすることが好きでした。ケロロは仲間と遊ぶことも大好きでした。特に最も仲のよい2匹の仲間、女の子のカメ「パール」とザリガニの「ニガリ」と遊ぶのが好きでした。この池には温泉があるのですが、一度に一匹ずつしかは入れません。ある日、ケロロは温泉に行こうとしているパールを見つけて、こう思いました。「おそらく僕が温泉の近くに行くと、中をのぞけばパールのプライベートゾーンを見ることができるだろう。」彼は、のぞくために温泉に近づいて行きました。けれども、ふと立ち止まって、「ちょっと待った方がいいかもしれない」と考えました。彼は自分ガリラックスするのに安全な場所とわかっている葉っぱの下にもぐりこみました。彼はちょっとの間考えていました。』

「僕の考えていることは、してもいいことなのかな？」

⇒性行動のルールを破ることになるので、ケロロはしてはいけないことだと判断しました。

「もし、僕がパールをのぞいたら、何が起こるだろう？」

⇒もし、ケロロがのぞいていることに女の子のパールが気づけば、彼女は傷つくでしょう。そしてケロロも「のぞきがばれたらまずいことになるだろう」と思いました。

「僕は代わりに何をしたらいいのか？」

⇒ケロロはニガリと一緒にキャッチボールをしたり、池のお気に入りの場所で泳ぐこともできるだろうと考えました。そしてケロロはのぞく代わりにニガリを探しに行き、キャッチボールをすると決め、行動に移そうとその場を離れました。

ケロロの作戦

1. まずは立ち止まりましょう。

ケロロはふと立ち止まって、「ちょっと待った方がいいかもしれない」と考えました。

2. ケロロのようにリラックスして、気を逸らしたり気持ちを静めたりしてみましょう。

ケロロはそのために自分がリラックスできる葉っぱの下にもぐりました。

3. 考え直しましょう。

自分に問いかけてみましょう。

「自分が考えていることは、してもいいことなのか」

「もし、これをしたらどうなるだろう？」

「今しようとしている代わりに何ができるだろう？」

4. 考え直したことを実行しましょう。

ミニテスト

1. もし相手が「いいよ」と言えば、その人のプライベートゾーンを触ってもよい。 ()
2. ケロロの作戦は、性のルールを守りやすくするために使えますか? ()
3. お医者さんが診察するときには、あなたのプライベートゾーンを触ってもよい。 ()
4. あなたのきょうだいのプライベートゾーンならば触ったり見たりしてもよい。 ()
5. ケロロの作戦の最初の段階は、考えることである。 ()
6. ケロロの作戦の最後の段階は考え直したことを実行することである。 ()
7. 友だちの体のことならからかったりしてもよい。 ()

[性的問題行動対策委員会 委員名簿]

役職	氏名	所属
委員長	宇佐美 敏夫	児童養護施設希望館八幡の家
副委員長	赤池 裕	児童養護施設希望館八幡の家
書記	本間 正彦	乳児院東光乳児院
委員	今井 通安	群馬県社会福祉協議会
〃	富田 昌志	群馬県子育て支援課
〃	長谷川 文男	群馬県中央児童相談所
〃	横坂 敏行	群馬県西部児童相談所
〃	武政 秀明	群馬県東部児童相談所
〃	渡邊 亜美	児童養護施設地行園
〃	川上 季和	児童養護施設鐘の鳴る丘少年の家
〃	小椋 里香	児童養護施設希望館
〃	大野 賢寿	児童養護施設フランシスコの町
〃	太田 優子	児童養護施設子持山学園
〃	清水 利春	児童養護施設東光虹の家
〃	坂井 勉	児童養護施設こはるび
〃	三好 紀幸	情緒障害児短期治療施設青い鳥ぐんま
〃	佐藤 昌明	自立援助ホームぐんま風の家
〃	岩崎 元彦	児童自立支援施設ぐんま学園

性的問題行動対策委員会の歩み

回数	議題	日時・場所
第1回	委員会設置の趣旨・役員選出等	平成24年6月12日 10:00~12:00 群馬県社会福祉総合センター203A会議室
第2回	児童相談所及び施設の対応事例等	平成24年7月17日 13:30~16:30 群馬県社会福祉総合センターボランティアルーム
第3回	フロー図・作業分担・今後のスケジュール等	平成24年8月23日 13:30~17:00 群馬県社会福祉総合センターボランティアルーム
第4回	各グループ（作業分担）が文書化した内容の検討	平成24年10月19日 13:30~16:30 群馬県社会福祉総合センター301会議室
第5回	〃	平成24年12月7日 13:30~17:00 群馬県社会福祉総合センター201会議室
第6回	フロー図含めたマニュアル全体の検討	平成25年1月10日 13:30~17:00 群馬県社会福祉総合センターボランティアルーム
第7回	〃	平成25年2月8日 14:00~17:00 群馬県社会福祉総合センターボランティアルーム
第8回	字句等を含めた全体の最終確認	平成25年3月8日 13:30~15:00 群馬県社会福祉総合センター203A会議室

編集後記

去年6月の蒸し暑い日に第1回目の会議を開催し自己紹介から始まった委員会ですが、委員が18人と多い割には出席率もよく全回を皆勤賞の委員さんも多数いました。

季節がめぐり今、編集後記を書いています。やっと纏まったという達成感はありますが、やっと終わったという開放感もあります。

(ウサミ)